巡 回 経 路 図

別紙2

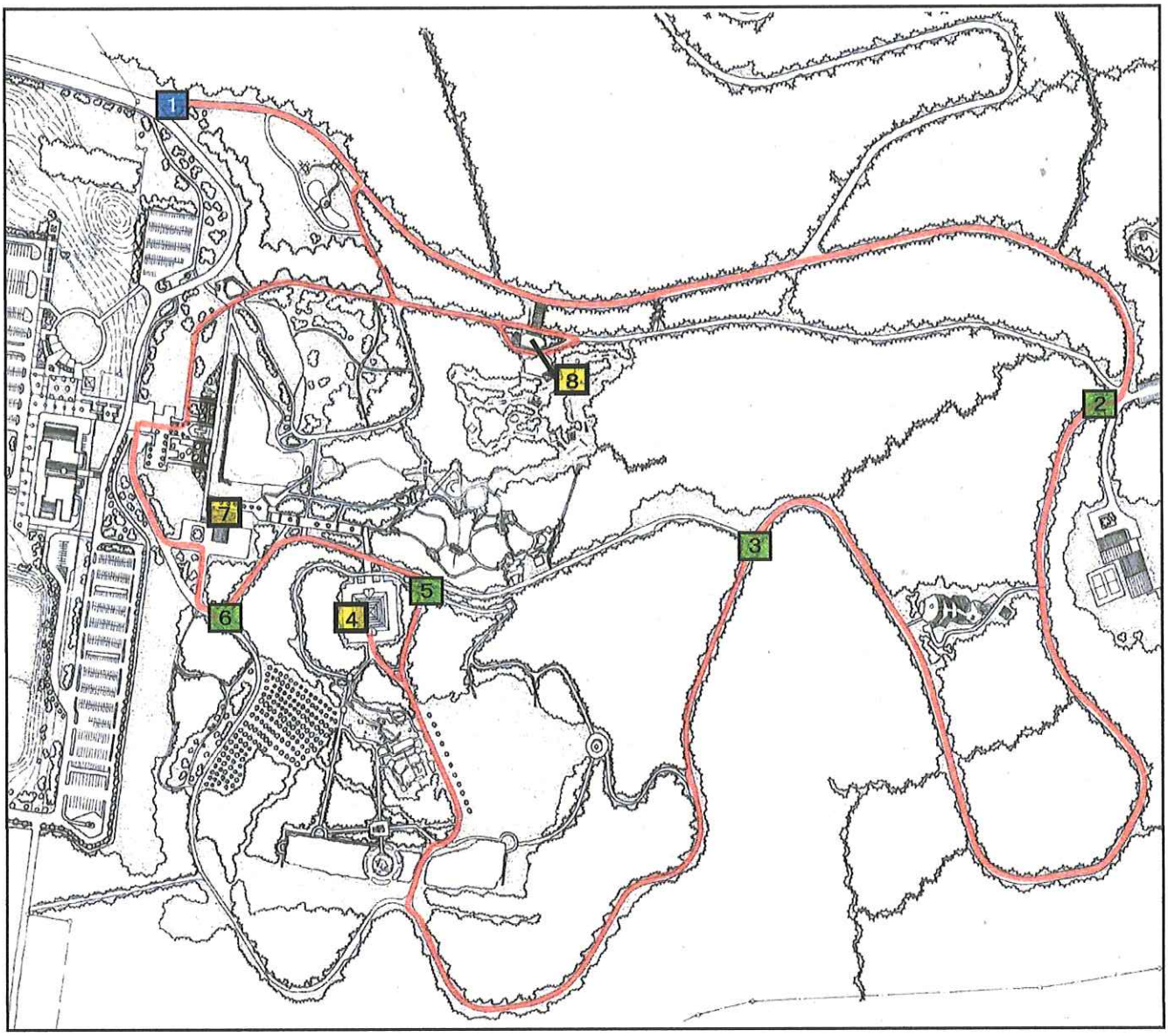

巡 回 経 路

施錠確認ゲート等

開閉確認ゲート

確認施設

確認箇所及び実施事項	
番号(箇所)	実施事項
1	北口ゲート閉める
2	車止め確認
3	外周園路ゲート施錠確認
4	ピラミッド周辺確認
5	回転ゲート施錠確認
6	栗林ゲート施錠確認
7	管理事務所周辺確認
8	ヤッホーの森トイレ兼休憩所周辺確認

機械警備業務報告書(　　年　月分)

別記第１号様式

施設名　北海道子どもの国公園管理事務所

日にち･曜日		異常		処置内容
		有	無	
1	(　)			
2	(　)			
3	(　)			
4	(　)			
5	(　)			
6	(　)			
7	(　)			
8	(　)			
9	(　)			
10	(　)			
11	(　)			
12	(　)			
13	(　)			
14	(　)			
15	(　)			
16	(　)			
17	(　)			
18	(　)			
19	(　)			
20	(　)			
21	(　)			
22	(　)			
23	(　)			
24	(　)			
25	(　)			
26	(　)			
27	(　)			
28	(　)			
29	(　)			
30	(　)			
31	(　)			
機械警備用設備機器点検				

以上のとおり報告します。

年　　月　　日

(社名　･代表者名)

点 検 報 告 書

別記第２号様式

施設名　北海道子どもの国公園管理事務所

対応年月日	年　月　日　曜日	対応者氏名　印	
入庁時刻 時　分	発生場所	回路確認	設置機器
異常種別	原　因	状態及び処置	
A 進入異常	1 進入 2 機器の操作ミス（警備開始・解除） 3 建具の不備（不完全閉鎖・開放） 4 小動物・虫等の感知 5 周囲の温度変化・風等による感知 6 その他		
B 火災異常	1 火災 2 虫・雨漏り等による感知 3 その他		
C 出動要請	1 警備開始・施錠、警備解除・開錠の依頼 2 その他		
D 設備異常			
E 機器異常			
F 非常通報			
G 停電異常			
H 通信回線の異常			
I その他		退庁時刻　時　分	

以上のとおり、報告します。

年　月　日

（社名 ・ 代表者名　㊞）

※上記の内容を具備する別途様式（受託者が使用する標準様式）による報告も可能とする

巡回警備報告書

別記第３号様式

実施日	年　月　日	警備員　氏名		
確認事項		１回目	２回目	３回目
番号	実施事項	開始　時　分	開始　時　分	開始　時　分
1	北口ゲート閉める	□	□	□
2	車止め確認	□	□	□
3	外周園路ゲート施錠確認	□	□	□
4	ピラミッド周辺確認	□	□	□
5	回転ゲート施錠確認	□	□	□
6	栗林ゲート施錠確認	□	□	□
7	管理事務所周辺確認	□	□	□
8	ヤッホーの森トイレ兼休憩所確認	□	□	□
特記事項				

※　確認し異常がなければ☑する。異常がある場合は該当箇所又は特記事項欄に記載する

委 託 契 約 書

一般財団法人北海道子どもの国協会（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、業務の委託について次のとおり契約する。

（委託業務）
第1条　甲は、遊具点検業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（処理の方法）
第2条　乙は、別紙の共通仕様書・ふしぎの森遊具点検実施要領及びヤッホーの森遊具点検実施要領（以下「要領」という。）により委託業務を処理しなければならない。
2　乙は、前項の要領に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

（委託期間）
第3条　委託期間は、令和8年4月20日から令和8年9月30日までとする。

（委託料）
第4条　甲は、委託業務に対する委託料として 金　　円（うち消費税及び地方消費税の額（以下「消費税等」という。） 金　　円）を乙の業務実績に応じて支払うものとし、その内訳は別紙のとおりとする。

（委託料の請求及び支払い）
第5条　乙は、要領に規定する報告書を提出した後、速やかに当該月の業務実績に応じた委託料の請求を行うものとする。
2　甲は、前項の規定による適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。
3　甲は、その責めに帰すべき理由により前項の委託料の支払いが遅れたときは、当該未払金額につきその遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を支払わなければならない。
4　委託料の支払い場所は、一般財団法人北海道子どもの国協会出納員の勤務の場所とする。

（契約保証金）
第6条　契約保証金は、免除する。

（再委託等の禁止）
第7条　乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（業務担当員）
第8条　甲は、乙の、委託業務の処理について必要な連絡指導に当たる業務担当員及びその不在の場合の代務者を定め、乙に通知するものとする。業務担当員又は代務者を変更した場合も、同様とする。

（業務処理責任者等）
第9条　乙は、委託業務の処理について業務処理責任者及び業務担当技術者を定め、甲に通知するものとする。業務処理責任者又は業務担当技術者を変更した場合も、同様とする。
2　業務処理責任者と業務担当技術者とは、これを兼ねることができるものとする。

（業務処理責任者等の変更請求等）

第10条　甲は、業務処理責任者又は業務担当技術者が、委託業務の処理上著しく不適当と認められるときは、その理由を付した書面により、乙に対し、その変更を請求することができる。

2　乙は、前項の請求があったときは、その日から起算して10日以内に必要な措置を講じ、その結果を甲に通知しなければならない。

（報告義務）

第11条　乙は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、直ちに甲又は業務担当員と協議しなければならない。

（1）　要領で定める方法以外の方法により委託業務を処理する必要があると認められるとき。

（2）　委託業務に付随して処理する必要があると認められる業務が生じたとき。

（3）　委託業務の処理につき、重大な事故が生じたとき。

2　乙は、前項各号に掲げる事実の処理が緊急を要するものである場合にあっては、当該処理をした後、遅滞なく、甲又は業務担当員にその処理経過及び結果等を報告するものとする。

（調査等）

第12条　甲は、委託業務の処理状況について、随時に、調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

（契約の解除）

第13条　甲は、乙が次の各号のいずれか該当したときは、この契約を解除することができる。

（1）　委託業務の処理が著しく不適当であると明らかに認められるとき。

（2）　正当な理由なしに甲との協議に従わないとき。

（3）　その他その責めに帰すべき理由により、この契約に違反したとき。

2　甲は、甲と北海道とが北海道公の施設に係る指定の手続等に関する条例（平成16年北海道条例第89号）に基づく「北海道子どもの国・北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル砂川の管理に関する協定」を解除された場合は、この契約を解除できる。

3　甲は、前項各号に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、甲は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、乙に通知しなければならない。

4　前項の規定による解除が月の中途で行われるときは、甲は、当該月における委託料を業務実績に応じ、第4条第2項の規定により、乙に支払うものとする。

5　乙は、甲の責めに帰すべき理由によりこの契約を履行することができないと認められるときは、この契約を解除することができる。

第13条の2　甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

（1）　乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第48条第4項、第49条第2項、第53条の3、第54条又は第54条の2第1項に規定する審決（同法第54条第3項による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。）を受け、かつ、該当審決の取消しの訴えを独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。

（2）　乙が、独占禁止法第48条の2第1項の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、同条第5項に規定する期間内に同項の審判手続きの開始を請求しなかったとき。

（3）　乙が独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

（4）　乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は第198条に規定する刑が確定したとき。

(5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)

(損害賠償)

第14条 第13条第1項の規定により契約が解除されたときは、乙は、委託料の額の10分の1に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。

2 乙は、第12条第2項の規定により契約を解除された場合に生ずる一切の損害の賠償を請求しないものとする。

3 第13条第3項又は第5項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害があるときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。

4 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

5 前2項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。

6 乙は、委託業務の処理に関し第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

第14条の2 乙は、この契約に関して、第13条の2各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として委託料総額の10分の1に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第3号までに掲げる場合において、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りではない。

2 甲は、実際に生じた損害の額が前項の委託料総額の10分の1に相当する額を超えるときは、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

3 前2項の規定は、この契約の履行した後においても適用があるものとする。

(相殺)

第15条 甲は、乙に対して金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する委託料請求権その他の債権と相殺することができる。

(秘密の保持)

第16条 乙は、委託業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 乙は、その使用する者が委託業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らさないようにしなければならない。

（管轄裁判所）
第17条　この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

（契約に定めのない事項）
第18条　この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、契約書を作成し、甲が保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　　一般財団法人　北海道子どもの国協会
理事長　善岡雅文

乙

別紙

委 託 料 業 務 別 内 訳

(円)

区　　分	単位	予定数量	単価
ピラミッド遊具点検	回	4回	
カタコンベ・フワフワドーム・森の迷宮アドベンチャーゾーン遊具点検	回	2回	
ヤッホーの森遊具点検	回	2回	

※金額には消費税等は含まれていません。

共 通 仕 様 書

1 適　用

(1) この仕様書は、北海道子どもの国が発注する維持管理業務に適用する。

(2) この仕様書に記載されていない事項又は特殊な業務については、別に定める実施要領によるものとする。

(3) 設計図書（実施要領を含む以下同じ）に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

2 用 語 の 定 義

(1) 業務担当員とは、発注者から業務施工の監督権限を行使するものとして、請負業者に通知した者をいう。

(2) 指示とは、業務担当員が請負業者に対し、書面で示し実施させることをいう。

(3) 承諾とは、請負業者が業務担当員に報告し、業務担当員が事前に了解することをいう。

(4) 協議とは、業務担当員と請負業者が対等の立場で合議することをいう。

3 業 務 工 程 表

(1) 請負業者は、あらかじめ業務実施に必要な工程(施工順序及び方法又は材料、主要機械の搬入配置計画等）を作成し、業務担当員に提出して承諾を得なければならない。

(2) 工程表の様式は業務内容に応じた方式とする。

(3) 業務担当員が特に指示した事項については、さらに詳細な施工計画を提出しなければならない。

(4) 業務に変更が生じたときは、その都度修正のうえ業務担当員に提出して承諾を得なければならない。

4 交通事故と労働災害の防止

(1) 請負者は、委託業務の遂行に当たり、交通事故と労働災害の防止に努めるものとする。

5 業 務 完 了 の 確 認

(1) 請負業者は、別に定める実施要領により委託業務を行い、その記録を業務旬報、業務写真にし、業務担当員に提出するものとする。

(2) 請負業者は、業務の完了時に(数回に分かれる業務はその都度)社内検査等により業務終了の確認を行い、その結果を業務担当員に必要書類(完成届、点検結果報告書)をもって提出し、承認を得るものとする。

6 その他

委託契約書第6条第1項ただし書きにより再委託等の承諾を得ようとするときは、その委託する業者の所在地、代表者名、資本金、受注実績(受注先、受注金額)、従業員数、再委託の業務に係る主な設備等の概要を添えて承諾の申請をすること。

◎ 業 務 記 録 写 真 撮 影 要 綱

適　　用

撮影は発注者が指定する箇所及び当然記録に残す必要があると思われる箇所について行わなければならない。

撮 影 方 法

1 撮影位置等の表示

(1) 写真には業務名、撮影場所、業種を明記した黒板を入れて行うこと。

(2) 位置の確認を容易にするため、できるだけ付近の工作物等を背景に入れること。

(3) 位置の確認を容易にするため、一枚の写真では位置が不明となる場合は、複数枚を貼り合わせること。

2 そ の 他

(1) 撮影箇所の周囲はよく整理しておくこと。

(2) 撮影は同一方向に一定してとること。

(3) 撮影は各業種について、業務前、作業状況、完成後について行うものとする。

(4) 必要に応じて、遠方とアップを撮影すること。

整　理　編　集

1 写 真 の 大 き さ

写真の大きさは、サービスサイズを標準とする。

2 写 真 帳 の 大 き さ

写真帳の大きさは、原則としてA－4判を標準とする。

3 写 真 等 の 整 理

写真撮影後は速やかに現像、焼き付けし、業務の進行順に写真の余白に説明をつけ整理しておくこと。

4 写 真 帳 等 の 提 出

業務が完了したときは、写真帳を提出すること。

ふしぎの森遊具点検実施要領

1 ピラミッド及びピラミッドファミリーゾーン

(1) 実施時期

点検は、4月、5月、7月、9月の各月1回のふしぎの森休みの日に実施すること。

(2) 点検箇所

階	遊具等名
1	ターザンロープ、ブランコ、スライダー、ネットハンモック、縄はしご、ジャンポリン、ゾウさんスベリ台、クッションアイランド、クミパネ、すべりっこ
2	スライダー、つり橋、ネットトンネル、登はん棒、ドームスライダー
3	登はん棒、ラセンスベリ台
4	登はん棒、ネットはしご、落下防止用ネット
5	登はん棒、ドームスライダー、ラセンスベリ台
6	テーブル、ベンチ

2 カタコンベ遊具及びフワフワドーム

(1) 実施時期

点検は、4月及び7月のふしぎの森休みの日に実施すること。

(2) 点検箇所

施設名	遊具等名
カタコンベ	トロッコ、ロープウェー、カタコンベ(地中埋設管)、ゆらゆら橋、つり橋、ウェーブネットクライム、だんだんネット砦、ネットブリッジ、ザウルスウェーブクライム
ﾌﾜﾌﾜﾄﾞｰﾑ	フワフワドーム(外幕、制御機器等)

3 森の迷宮

(1) 実施時期

点検は、4月及び7月のふしぎの森休みの日に実施すること。

(2) 点検箇所

施設名	遊具等名
森の迷宮 ｱﾄﾞﾍﾞﾝﾁｬｰｿﾞｰﾝ	レンジャーロープ、ゆらゆら丸太、雲梯、スイングネット、ネット渡り、ジグザグラダー、スパイラル展望台、かざぐるまクライム、平均台タイプ C、吊り輪、壁渡り、ロープ渡り、きね渡り、丸太ステップ、吊鐘鳴らし

4 各点検箇所共通事項

(1) 点検は一般財団法人北海道子どもの国協会職員立会の下実施すること。

(2) 点検は次の内容を確認又はすること。

① 各取り付け具の磨耗、損傷、腐食、締付状態等の確認
② 木部、金属部位(品)の亀裂、腐食、破損等の確認
③ ネット、ロープ等繊維部の磨耗、損傷及び取り付け状態の確認
④ ローラー、ベアリング等の可動部品の損傷、磨耗等の確認
⑤ スベリ台等滑走面の亀裂、破損等の確認
⑥ 遊具本体の状態確認
⑦ 支柱等補助部位(品)の確認
⑧ その他専門的見識から点検が必要と認められる部位の確認

5 各点検箇所の結果に伴う対処

各点検内容の確認の結果、各点検箇所に不具合が認められた場合は、その不具合を解消するための必要な措置を講ずること。なお、この場合の必要な措置とは、取り付け具の増締め及び取り付け位置の矯正、潤滑剤の補充等の軽微な整備とする。

6 その他

この仕様書に定めのない事項については、その都度協議の上決定すること。

ふしぎの森略図

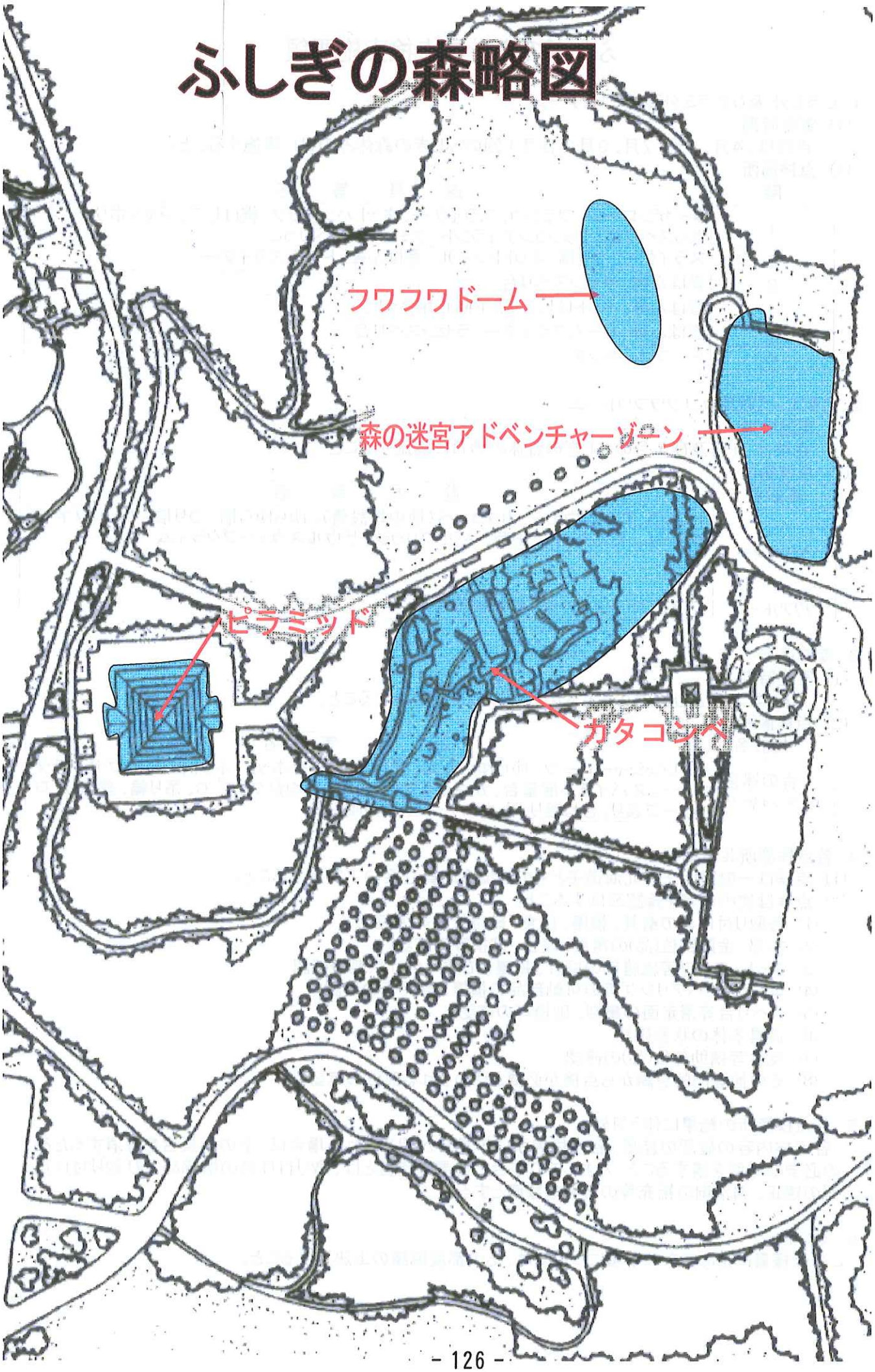

ヤッホーの森遊具点検要領

1 実施時期

点検日は、4 月、7 月に実施するふしぎの森遊具点検に合わせて実施すること。

2 点検対象遊具 (別紙図参照)

(1) 旧ちびっこ広場ゾーン

・シーソー
・ブランコ
・ぼうけん列島
・ローラーすべり台
・ポゴステップ

(2)旧アスレチックコースゾーン

・ジャンボジャングルジム
・テンスピン
・サーフィン
・ムササビジャンプ
・ボールシュート及びリングシュート
・スラローム

(3)旧森河のとりでゾーン

・ジャンボすべり台

3 各点検箇所共通事項

(1) 点検は一般財団法人北海道子どもの国協会職員立会の下実施すること。

(2) 点検は次の内容を確認又はすること。

① 各取り付け具の磨耗、損傷、腐食、締付状態等の確認
② 遊具本体(金属部・ゴム部)の亀裂、腐食、破損等の確認
③ ネット、ロープ等繊維部の磨耗、損傷及び取り付け状態の確認
④ ローラー、ベアリング等の可動部品の損傷、磨耗等の確認
⑤ スベリ台等滑走面の亀裂、破損等の確認
⑥ 遊具本体の状態確認
⑦ 支柱等補助部位(品)の確認
⑧ その他専門的見識から点検が必要と認められる部位の確認

4 各点検箇所の結果に伴う対処

各点検内容の確認の結果、各点検箇所に不具合が認められた場合は、その不具合を解消するための必要な措置を講ずること。なお、この場合の必要な措置とは、取り付け具の増締め及び取り付け位置の矯正、潤滑剤の補充等の軽微な整備とする。

5 点検結果報告書

点検終了後は、別紙の点検結果報告書を提出すること。

6 その他

この要領に定めのない事項については、その都度協議の上決定すること。

ヤッホーの森遊具配置図

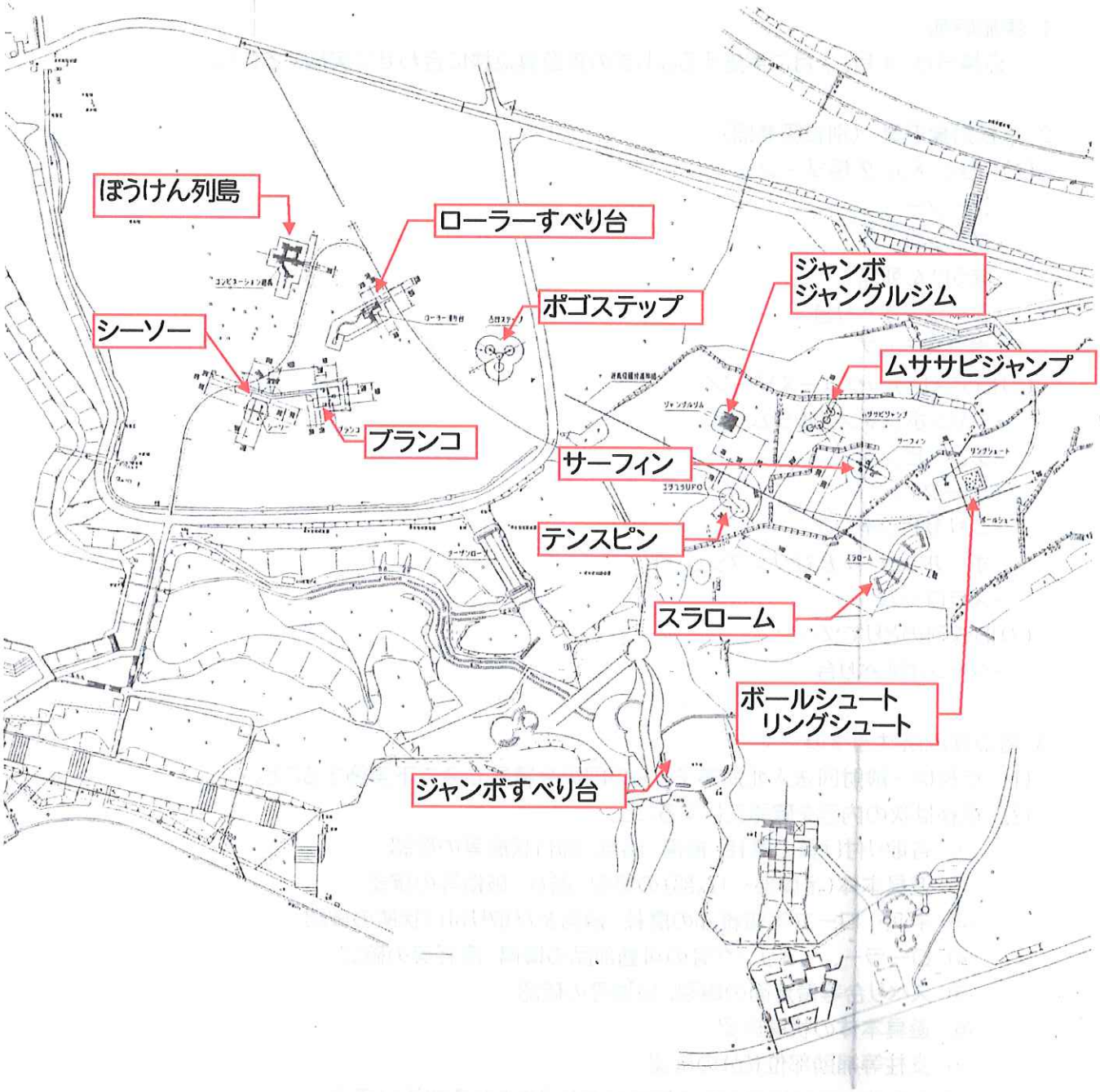

令和　　年　　月　　日

点検者　　㊞

立会者　　㊞

ピラミッ遊具点検結果報告書

○～確認（異常なし）・／～該当なし・A～増締め・B～潤滑剤補充・C～部品交換・D～要修繕・E～使用禁止

	点検項目							特記事項
	各取り付け具の状態	本体木部・金属部の状態	支柱等補助部位の状態	ネット・ロープ等の状態	ローラー・ベアリング等の状態	スベリ台等滑走面の状態	専門的見識による点検	
ターザンロープ								
ブランコ								
スライダー								
ネットハンモック								
縄はしご								
ジャンポリン								
ゾウさんスベリ台								
すべりっこ								
つり橋								
ネットトンネル								
登はん棒								
ネットはしご								
落下防止ネット								
ドームスライダー								
ラセンスベリ台								
テーブル								
ベンチ								
クッションアイランド								
クミパネ								

備考

令和　　年　　月　　日

点検者　　㊞

立会者　　㊞

カタコンベ・フワフワドーム遊具点検結果報告書

○～確認（異常なし）・／～該当なし・A～増締め・B～潤滑剤補充・C～部品交換・D～要修繕・E～使用禁止

	点検項目							特記事項
	各取り付け具の状態	本体の状態	支柱等補助部位の状態	ネット・ロープ等の状態	ローラー・ベアリング等の状態	スベリ台等滑走面の状態	専門的見識による点検	
トロッコ								
カタコンベ（地中埋設管）								
ロープウェー								
ゆらゆら橋								
つり橋								
ウェーブクライムネット								
だんだんネット砦								
ネットブリッジ								
ザウルスウェーブクライム								
フワフワドーム								

備考

令和　　年　　月　　日

点検者　　㊞

立会者　　㊞

森の迷宮(アドベンチャーゾーン)遊具点検結果報告書

○～確認（異常なし）・／～該当なし・A～増締め・B～潤滑剤補充・C～部品交換・D～要修繕・E～使用禁止

	点検項目							特記事項
	各取り付け具の状態	本体の状態	支柱等補助部位の状態	ネット・ロープ等の状態	ローラー・ベアリング等の状態	スベリ台等滑走面の状態	専門的見識による点検	
レンジャーロープ								
ゆらゆら丸太								
雲梯								
スイングネット								
ネット渡り								
ジグザグラダー								
スパイラル展望台								
かざぐるまクライム								
平均台タイプC								
吊り輪								
壁渡り								
ロープ渡り								
きね渡り								
丸太ステップ								
吊鐘鳴らし								

備考

令和　　年　　月　　日

点検者　　㊞

立会者　　㊞

ヤッホーの森遊具点検結果報告書

○～確認（異常なし）・／～該当なし・A～増締め・B～潤滑剤補充・C～部品交換・D～要修繕・E～使用禁止

	点検項目							特記事項
	各取り付け具の状態	本体（金属部）の状態	支柱等補助部位の状態	ネット・ロープ等の状態	ローラー・ベアリング等の状態	スベリ台等滑走面の状態	専門的見識による点検	
シーソー								
ブランコ								
ぼうけん列島								
ローラーすべり台								
ポゴステップ								
ジャンボジャングルジム								
テンスピン								
サーフィン								
ムササビジャンプ								
ボールシュート・リングシュート								
スラローム								
ジャンボすべり台								

備考

委 託 契 約 書

一般財団法人北海道子どもの国協会（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、業務の委託について次のとおり契約する。

（委託業務）
第１条　甲は、清掃業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（処理の方法）
第２条　乙は、別紙の清掃業務実施要領（以下「要領」という。）により委託業務を処理しなければならない。
２　乙は、前項の要領に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

（委託期間）
第３条　委託期間は、令和８年４月20日から令和８年７月31日までとする。

（委託料）
第4条　甲は、委託業務に対する委託料として金　　円（うち消費税及び地方消費税の額（以下「消費税等」という。）金　　円）を乙の業務実績に応じて支払うものとし、その内訳は別紙のとおりとする。

（委託料の請求及び支払い）
第5条　乙は、要領に規定する報告書を提出した後、速やかに当該月の業務実績に応じた委託料の請求を行うものとする。
２　甲は、前項の規定による適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。
３　甲は、その責めに帰すべき理由により前項の委託料の支払いが遅れたときは、当該未払金額につきその遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を支払わなければならない。
４　委託料の支払い場所は、一般財団法人北海道子どもの国協会出納員の勤務の場所とする。

（契約保証金）
第６条　契約保証金は、免除する。

（再委託等の禁止）
第７条　乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（業務担当員）
第８条　甲は、乙の、委託業務の処理について必要な連絡指導にあたる業務担当員を定め、乙に通知するものとする。業務担当員を変更した場合も、同様とする。

（従業員等）
第９条　乙は、委託業務を処理するために従業員を使用するときは、主任者を定め、当該主任者をして委託業務の処理について監督させなければならない。
２　乙は、前項の従業員を使用するとき及び主任者を定めたときは、速やかに、その氏名、年齢及び住所を甲に通知しなければならない。従業員又は主任者に異動があった場合も、同様とする。

（報告義務）
第10条　乙は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、直ちに甲又は業務担当員と協議しなければならない。
(1)　要領で定める方法以外の方法により委託業務を処理する必要があると認められるとき。
(2)　委託業務に付随して処理する必要があると認められる業務が生じたとき。
(3)　委託業務の処理につき、重大な事故が生じたとき。
2　乙は、前項各号に掲げる事実の処理が緊急を要するものである場合にあっては、当該処理をした後、遅滞なく、甲又は業務担当員にその処理経過及び結果等を報告するものとする。

（調査等）
第11条　甲は、委託業務の処理状況について、随時に、調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

（契約の解除）
第12条　甲は、乙が次の各号のいずれか該当したときは、この契約を解除することができる。
(1)　委託業務の処理が著しく不適当であると明らかに認められるとき。
(2)　正当な理由なしに甲との協議に従わないとき。
(3)　その他その責めに帰すべき理由により、この契約に違反したとき。
2　甲は、甲と北海道とが北海道公の施設に係る指定の手続等に関する条例（平成16年北海道条例第89号）に基づく「北海道子どもの国・北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル砂川の管理に関する協定」を解除された場合は、この契約を解除できる。
3　甲は、第1項各号に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、甲は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、乙に、通知しなければならない。
4　前項の規定による解除が月の中途で行われるときは、甲は、当該月における委託料を業務実績に応じ、第5条第2項の規定により、乙に支払うものとする。
5　乙は、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、乙は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、甲に通知しなければならない。

（甲の契約解除権）
第13条　甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。
(1)　乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第48条第4項、第49条第2項、第53条の3、第54条又は第54条の2第1項に規定する審決（同法第54条第3項による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。）を受け、かつ、該当審決の取消しの訴えを独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。
(2)　乙が、独占禁止法第48条の2第1項の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、同条第5項に規定する期間内に同項の審判手続きの開始を請求しなかったとき。
(3)　乙が独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
(4)　乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は第198条に規定する刑が確定したとき。
(5)　乙が次のいずれかに該当するとき。
ア　役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。
エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、甲が受託者に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(損害賠償)
第 14 条 第 12 条第 1 項の規定により契約を解除されたときは、乙は、第 4 条に規定する委託料総額の 10 分の 1 に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。
2 乙は、第 12 条第 2 項の規定により契約を解除された場合に生ずる一切の損害の賠償を請求しないものとする。
3 第 11 条第 3 項又は同条第 5 項の規定により契約を解除した場合において、契約の相手方に損害を与えたときは、甲又は乙は、その損害を賠償しなければならない。
4 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
5 前 2 項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。
6 委託業務に関し第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

(不正行為に伴う賠償金)
第 15 条 乙は、この契約に関して、第 13 条各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として第 4 条に規定する委託料総額の 10 分の 1 に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第 1 号から第 3 号までに掲げる場合において、審決の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法(昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号)第 6 項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りではない。
2 甲は、実際に生じた損害の額が前項の委託料総額の 10 分の 1 に相当する額を超えるときは、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。
3 前 2 項の規定は、この契約期間の終了後においても適用があるものとする。

(秘密の保持)
第 16 条 乙及びその使用する者は、委託業務の処理に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(管轄裁判所)
第 17 条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

（契約に定めのない事項）
第 18 条　この契約において定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、契約書を作成し、甲が保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　　一般財団法人 北海道子どもの国協会
理 事 長　善 岡 雅 文

乙

別紙

委託料業務別内訳書

区　　分	単価	予定数量	金 額
子どもの国管理事務所床ワックス掛け		1回	
ファロスピサの斜塔ガラス拭き		1回	
計			

※金額には、消費税及び地方消費税相当額を含みません。

清掃業務実施要領

1　清掃内容及び作業範囲

(1) 床ワックス掛け

北海道子どもの国管理事務所

機械倉庫、車庫、宿直室等ワックス掛けに馴染まない床材を使用している部分を除き、全ての床にワックス掛けを施すこと。(別紙図 1 参照)

(2) 高所ガラス拭き

ファロス及びピサの斜塔のガラス部分とする。

※別紙図 2 参照

2　作業時期

業務ごとの作業時期は次のとおりとする。

(1) 床ワックス掛け

北海道子どもの国管理事務所については、年 1 回 4 月に実施すること。

(2) 高所ガラス拭き

ファロス及びピサの斜塔のガラス拭きは、7 月に実施すること。

3　業務機材等

業務に必要な機材及び資材は全て乙の負担とし、作業に伴う電気、水道は甲の負担とする。

4　報告義務

各業務終了後は、別記様式により甲に提出すること。

5　その他

(1) 各業務の日程については、業務担当員と協議の上実施すること。

(2) この要領に定めのない事項は、業務担当員と協議の上決定すること。

別記様式

清掃業務報告書

実施日時	年　月　日（　曜日） 時　分～　時　分
実施場所	
実施内容	
特記事項	

上記のとおり清掃業務を完了しましたので報告します。

年　月　日

会社名　　印

北海道子どもの国公園管理棟・レストハウス平面図

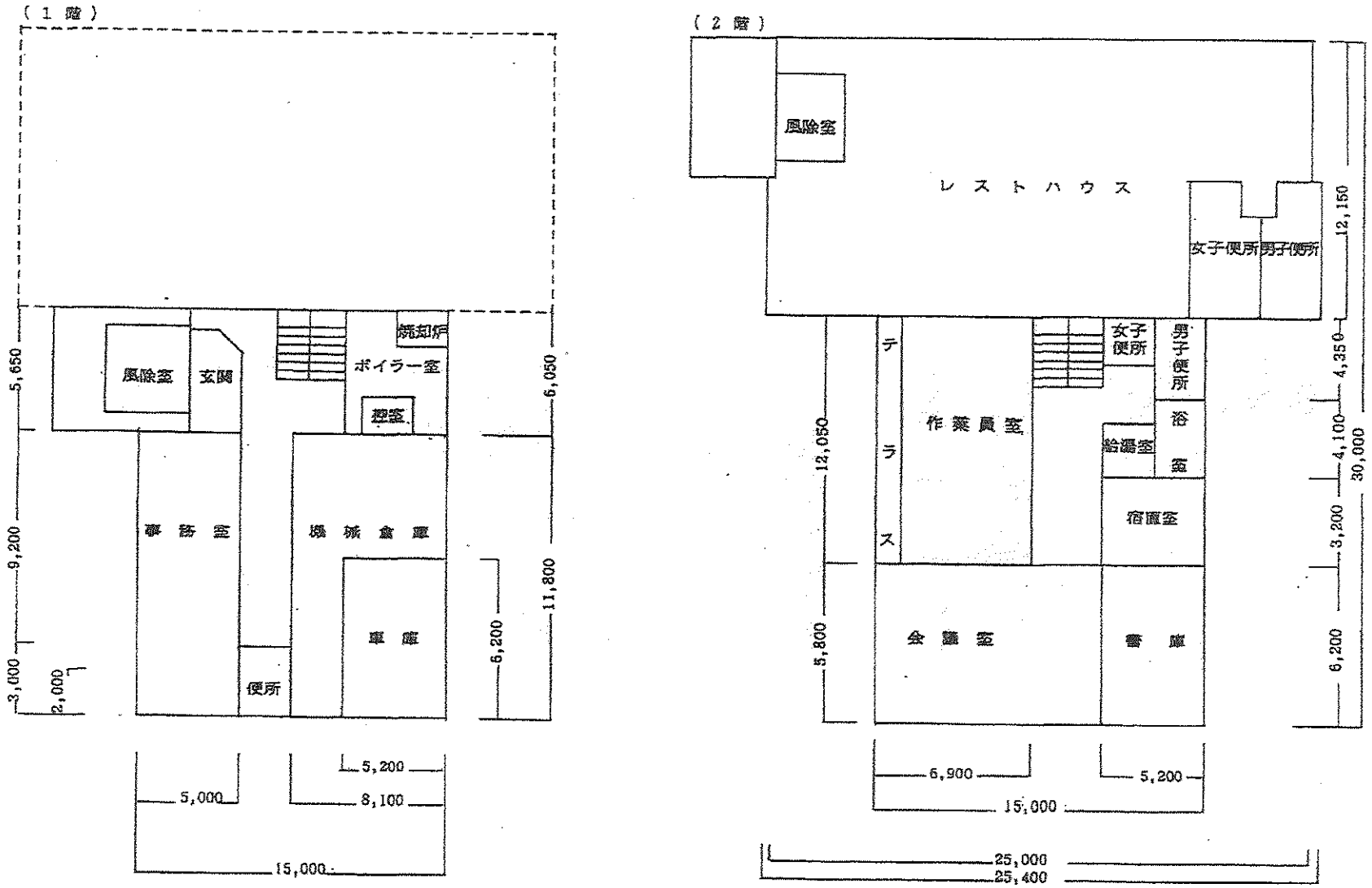

図等図－1

別紙図２

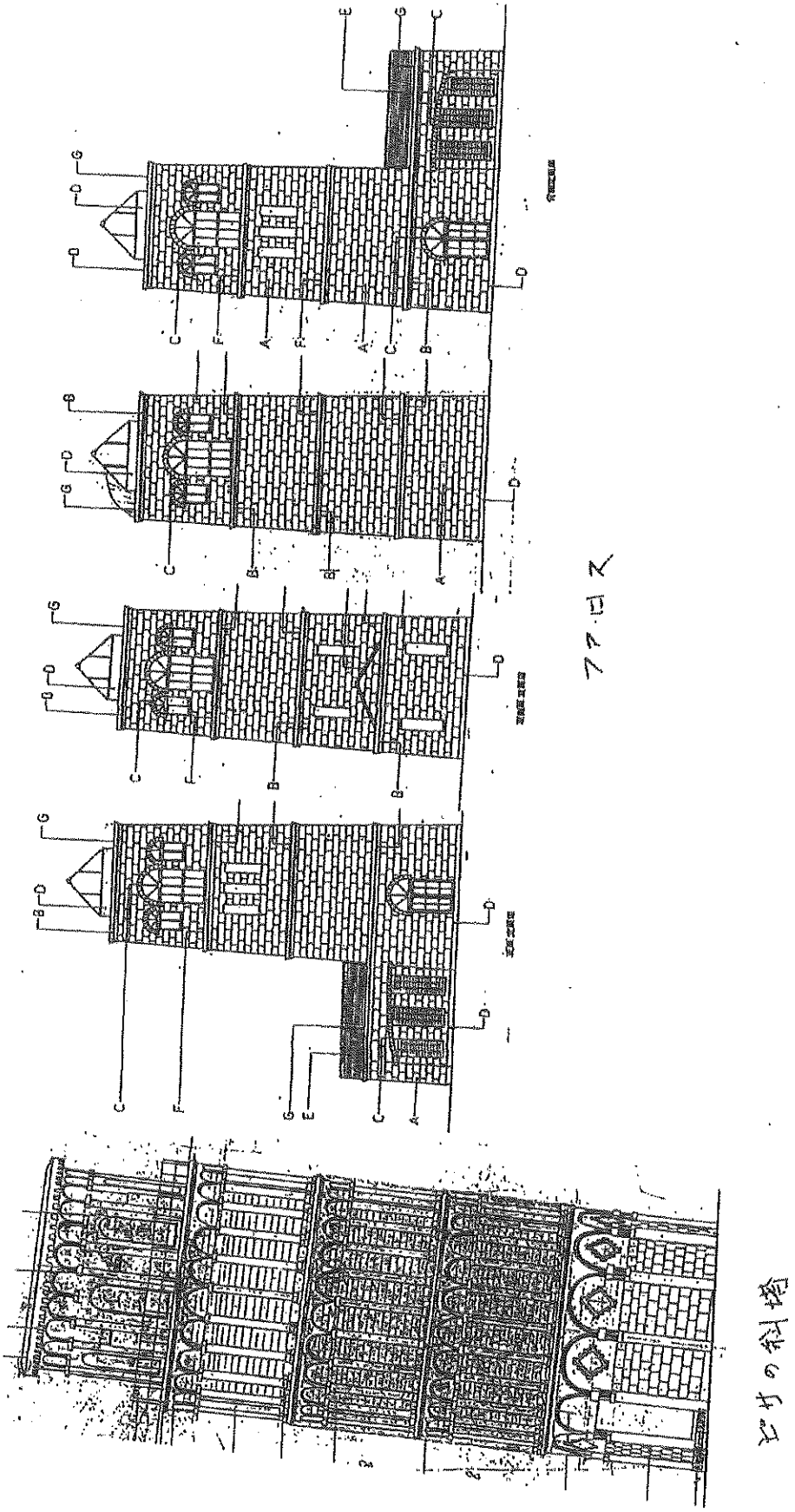

委　託　契　約　書

一般財団法人北海道子どもの国協会（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、業務の委託について次のとおり契約する。

（委託業務）

第1条　甲は、障がい者用リフト点検業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（処理の方法）

第2条　乙は、別紙の障がい者用リフト点検業務実施要領（以下「要領」という。）により委託業務を処理しなければならない。

2　乙は、前項の要領に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

（委託期間）

第3条　委託期間は、令和8年4月20日から令和8年7月31日までとする。

（委託料）

第4条　甲は、委託業務に対する委託料として金　　円（うち消費税及び地方消費税の額　円（点検1回につき金　　円））を乙に支払うものとする。

（委託料の請求及び支払い）

第5条　乙は、要領に規定する報告書を提出した後、速やかに当該月の業務実績に応じた委託料の請求を行うものとする。

2　甲は、前項の規定による適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

3　甲は、その責めに帰すべき理由により前項の委託料の支払いが遅れたときは、当該未払金額につきその遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を支払わなければならない。

4　委託料の支払い場所は、一般財団法人北海道子どもの国協会出納員の勤務の場所とする。

（契約保証金）

第6条　契約保証金は、免除する。

（再委託等の禁止）

第7条　乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

（業務担当員）

第8条　甲は、乙の、委託業務の処理について必要な連絡指導に当たる業務担当員及びその不在の場合の代務者を定め、乙に通知するものとする。業務担当員又は代務者を変更した場合も、同様とする。

（業務処理責任者等）

第9条　乙は、委託業務の処理について業務処理責任者及び業務担当技術者を定め、甲に通知するものとする。業務処理責任者又は業務担当技術者を変更した場合も、同様とする。

2　業務処理責任者と業務担当技術者とは、これを兼ねることができるものとする。

（業務処理責任者等の変更請求等）

第10条　甲は、業務処理責任者又は業務担当技術者が、委託業務の処理上著しく不適当と認められるときは、その理由を付した書面により、乙に対し、その変更を請求することができる。

2　乙は、前項の請求があったときは、その日から起算して10日以内に必要な措置を講じ、その結果を甲に通知しなければならない。

（報告義務）

第11条　乙は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、直ちに甲又は業務担当員と協議しなければならない。

（1）　要領で定める方法以外の方法により委託業務を処理する必要があると認められるとき。

（2）　委託業務に付随して処理する必要があると認められる業務が生じたとき。

（3）　委託業務の処理につき、重大な事故が生じたとき。

2　乙は、前項各号に掲げる事実の処理が緊急を要するものである場合にあっては、当該処理をした後、遅滞なく、甲又は業務担当員にその処理経過及び結果等を報告するものとする。

（調査等）

第12条　甲は、委託業務の処理状況について、随時に、調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

（契約の解除）

第13条　甲は、乙が次の各号のいずれか該当したときは、この契約を解除することができる。

（1）　委託業務の処理が著しく不適当であると明らかに認められるとき。

（2）　正当な理由なしに甲との協議に従わないとき。

（3）　その他その責めに帰すべき理由により、この契約に違反したとき。

2　甲は、前項各号に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、甲は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、乙に通知しなければならない。

3　前項の規定による解除が月の中途で行われるときは、甲は、当該月における委託料を業務実績に応じ、第5条第2項の規定により、乙に支払うものとする。

4　乙は、甲の責めに帰すべき理由によりこの契約を履行することができないと認められるときは、この契約を解除することができる。

5　甲は、甲と北海道とが北海道公の施設に係る指定の手続等に関する条例（平成16年北海道条例第89号）に基づく「北海道子どもの国・北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル砂川の管理に関する協定」を解除された場合は、この契約を解除できる。

第13条の2　甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第48条第4項、第49条第2項、第53条の3、第54条又は第54条の2第1項に規定する審決(同法第54条第3項による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。)を受け、かつ、該当審決の取消しの訴えを独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。

(2) 乙が、独占禁止法第48条の2第1項の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、同条第5項に規定する期間内に同項の審判手続きの開始を請求しなかったとき。

(3) 乙が独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(4) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は第198条に規定する刑が確定したとき。

(5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、甲が受託者に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(損害賠償)

第14条 第13条第1項の規定により契約が解除されたときは、乙は、委託料の額の10分の1に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。

2 第13条第2項又は第4項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害があるときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。

3 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

4 前2項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。

5 乙は、委託業務の処理に関し第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

6　乙は、第13条第5項の規定により契約を解除された場合に生ずる一切の損害の賠償を請求しないものとする。

第14条の2　乙は、この契約に関して、第13条の2各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として委託料総額の10分の1に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第3号までに掲げる場合において、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りではない。

2　甲は、実際に生じた損害の額が前項の委託料総額の10分の1に相当する額を超えるときは、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

3　前2項の規定は、この契約の履行した後においても適用があるものとする。

（相殺）

第15条　甲は、乙に対して金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する委託料請求権その他の債権と相殺することができる。

（秘密の保持）

第16条　乙は、委託業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2　乙は、その使用する者が委託業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らさないようにしなければならない。

（管轄裁判所）

第17条　この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

（契約に定めのない事項）

第18条　この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、契約書を作成し、甲が保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　　一般財団法人　北海道子どもの国協会
理事長　　善岡雅文

乙

障がい者用リフト点検業務仕様書

1　点検実施施設名称及び位置

施設名称　　北海道子どもの国障がい者用リフト

施設位置　　ふしぎの森内ピラミッド正面入口

2　点検実施時期及び日時

点検時期は、4月及び7月の年2回とし、実施日時については、業務担当員との協議の上決定するものとする。

3　点検実施要領

(1)　乙は、技術員を派遣し、各部を詳細に点検、調整、清掃、注油を行うこと。

(2)　点検、調整、及び清掃に必要な消耗品は、乙において準備すること。

(3)　必要と認める部品取替え、又は修理工事は、その旨遅滞なく甲に報告し、その許諾を得て施工するものとする。この場合の一切の材料費、修理費は別途算出し、甲の負担とする。ただし、その修理が現場において出張技術員が1時間以内に完了し得る小修理の場合は、その費用は乙の負担とする。

4　報告義務

乙は、乙が通常使用する標準的な点検表により点検結果を遅滞なく甲に報告するものとする。

5　その他

この実施仕様書に定めのない事項については、必要に応じ業務担当員と協議の上決定する。

請　　書

1 契約事項　園内車両整理業務(A)

2 請負代金　1日あたり 警備業務費 金　　円 (うち消費税及び地方消費税の額 金　　円)

次の条件で、一般財団法人北海道子どもの国協会の指示どおり履行することをお請けします。

(1) 履行期間　令和8年5月3日から令和8年5月6日まで
(2) 業務場所　北海道子どもの国内
(3) 業務内容　別紙園内車両整理業務(A)実施要領のとおり。
(4) 代金の支払　業務実施後、適法な支払請求書が受理された日から30日以内に支払を受けるものとする。
(5) 履行遅滞　請負代金が約定期間内に支払われないときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未払額につき年2．5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息の支払を受けるものとする。

(6) 解　　除　契約の条項に違反した場合又は契約を履行する見込みがないと認められた場合は、この契約を解除されても異議はない。この場合において、請負人は、解除に伴う損害賠償の請求は行わないものとし、かつ、請負予定代金の100分の10に相当する額の賠償金を支払うものとする。

令和　　年　　月　　日

住 所
請負人
氏 名　　印

一般財団法人 北海道子どもの国協会
理事長 善 岡 雅 文　様

園内車両整理業務（A）実施要領

この要領は、一般財団法人北海道子どもの国協会（以下「甲」という。）が発注し（以下「乙」という。）が請ける園内車両整理業務（A）に適用する。

1　実施日

令和8年5月3日から5月6日までの4日間

2　実施時間

8:30から16:30までの8時間

3　実施場所

北海道子どもの国園路及び駐車場

4　特記事項及び人員配置

業務内容は、別紙1園内車両整理業務共通特記事項に示す一般共通事項と警備員番号①から③までの業務とし、その警備員の配置場所は別紙1図に示す①から③までの場所とする。

5　実施報告

別紙2「実施結果報告書」により業務実施日ごとに報告すること。

6　業務の中止

甲は、天候等の理由により業務を中止することができるものとし、中止の場合の通知方法等は次のとおりとする。

（1）業務を1日間中止する場合は、甲は乙に対して、中止する日の前日の午後3時までにその旨を通知するものとする。

（2）実施時間の途中に業務を中止する場合は、甲は乙の現場責任者にその旨を通知するものとする。

（3）（1）により業務を中止した場合は、請負代金の支払いは無いものとし、（2）により中止した場合は、業務実績が、始業時から4時間未満の場合は警備業務費の半日分、4時間をこえる場合は、警備業務費の1日分の請負代金を支払う。

7　その他

（1）乙は、業務の中止などの連絡調整に当たる担当者を定め、その担当者の氏名並びに連絡先を甲へ提出すること。

（2）この要領及び別紙特記事項に定めのない事態が発生した場合は、甲乙双方協議の上決定する。

園内車両整理業務共通特記事項

別紙1

1　一般共通事項

(1)　歩行者の安全確保を最優先的に配慮し、通行する車両を誘導すること。

(2)　原則として、車両通行止め区間に、一般の車両を通行させないこと。

(3)　駐車場内の整理は行わないが、満車になった場合は、車両の進入を禁止すること。

(4)　南駐車場の大型車駐車帯に普通車を駐車させる場合は、間隔に注意すること。

(5)　駐車場が満車になった場合の駐車方法を指示すること。(北口園路の路側帯への縦列駐車)

(6)　配置する警備員には無線器を携帯させ、警備員間の連携を図ること。

2　警備員配置と業務内容

(1)　警備員の配置は、別紙1図のとおりとする。

(2)　業務内容詳細(期間中共通)

①　警備員①は、北口から進入する車両を駐車場へ誘導し、北駐車場が満車になったときは、北口園路の路側帯へ縦列で駐車するよう口頭で伝えること。

②　警備員②は、北駐車場入口付近の車両を整理し、同駐車場が満車になった場合、北口園路の路側帯へ駐車するよう伝えること。

また、次の場合には車両通行止めゲートを開閉し、車両を通行させること。ただし、公園利用者でない者の車両を通行させる場合にあっては、普段は通行止め区間である旨伝えること。

ア　子どもの国の管理車両が通行する場合

イ　子どもの国の関係業者(自動販売機設置業者、設備維持管理業者等)の車両が通行する場合

ウ　南口方向へ移動を希望する車両が通行する場合

エ　警備員④の方向から移動する車両が向かって来た場合

オ　緊急車両が通行する場合

③　警備員③は、北口園路の路側帯へ駐車する車両に対し、縦列で、かつ、車両と車両との間隔に配慮し駐車するよう伝えること。なお、その際、対面交差の支障となるような位置に駐車しないよう伝えること。

④　警備員④は、次の場合には車両通行止めゲートを開閉し、車両を通行させること。ただし、公園利用者でない者の車両を通行させる場合にあっては、普段は通行止め区間である旨伝えること。

ア　子どもの国の管理車両が通行する場合

イ　子どもの国の関係業者(自動販売機設置業者、設備維持管理業者等)の車両が通行する場合

ウ　北口方向へ移動を希望する車両が通行する場合

エ　警備員②の方向から移動する車両が向かって来た場合

オ　緊急車両が通行する場合

⑤　警備員④から⑦までは、南駐車場の一方通行帯を逆進させないこと。

特に警備員⑤については、ハイウェイオアシス館職員及び荷役等の関係者、並びに障がい者が同乗していない車両を交通ターミナル方向へ侵入させないこと。

⑥　警備員⑥は南駐車場が満車となった場合、臨時駐車場となる公園北口へ向かうよう指示すること。

別紙１図

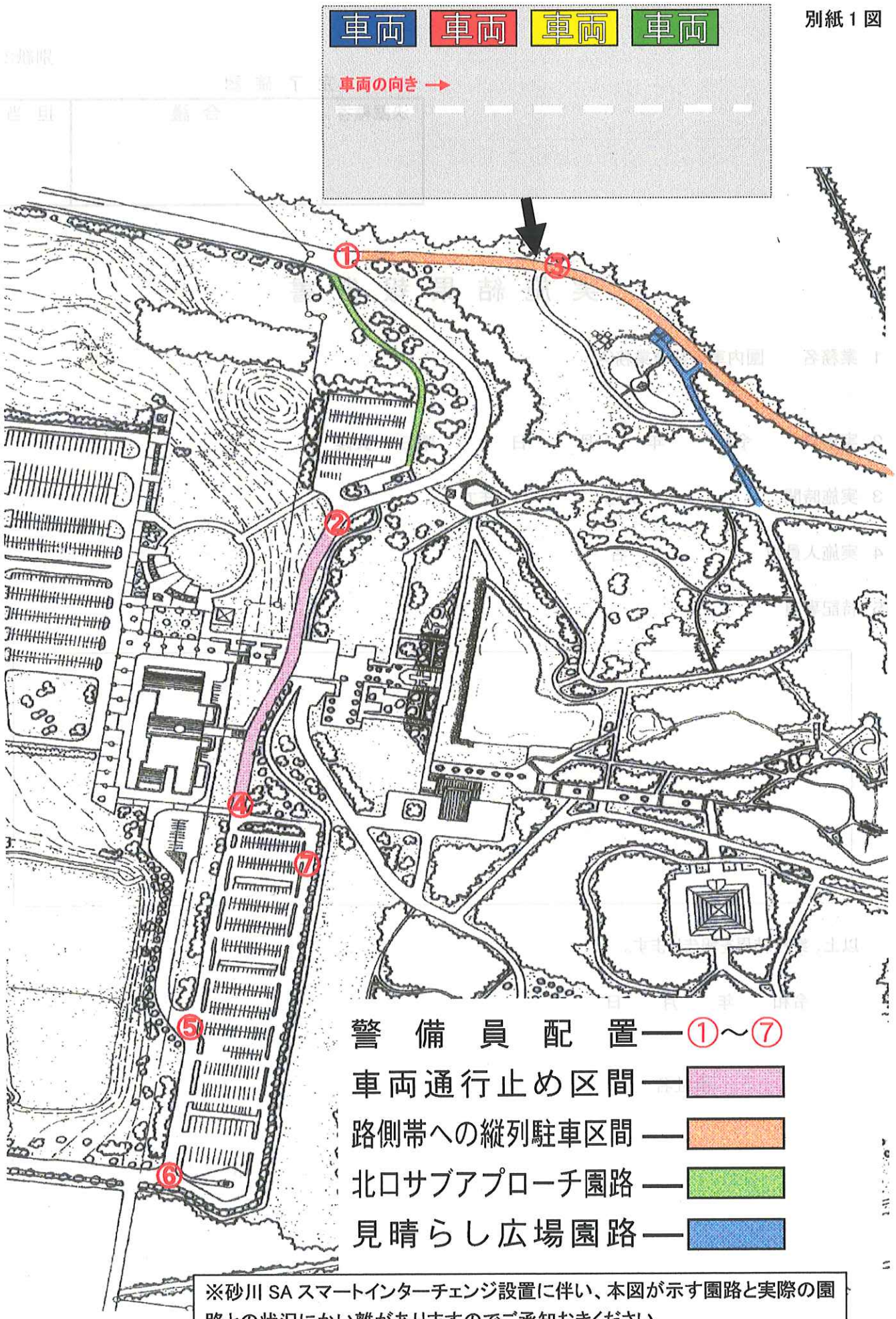

※砂川 SA スマートインターチェンジ設置に伴い、本図が示す園路と実際の園路との状況にかい離がありますのでご承知おきください。

別紙2

完 了 確 認

決裁権者	合 議	担 当

実 施 結 果 報 告 書

1 業務名　　園内車両整理業務(A)

2 実施日　　令和　　年　　月　　日　　曜日　天候

3 実施時間　　:　　から　　:　　まで

4 実施人員数　　名

5 特記事項

以上、業務結果を報告します。

令和　　年　　月　　日

会社名

印

請　　書

1 契約事項　園内車両整理業務(B)

2 請負代金　1日あたりの警備業務費並びに交通費等の金額については、別紙のとおりとする。

次の条件で、一般財団法人北海道子どもの国協会の指示どおり履行することをお請けします。

(1) 履行期間　令和8年5月3日から令和8年5月6日まで
(2) 業務場所　北海道子どもの国内
(3) 業務内容　別紙園内車両整理業務(B)実施要領のとおり。
(4) 代金の支払　業務実施後、適法な支払請求書が受理された日から30日以内に支払を受けるものとする。
(5) 履行遅滞　請負代金が約定期間内に支払われないときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未払額につき年2．5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息の支払を受けるものとする。

(6) 解　　除　契約の条項に違反した場合又は契約を履行する見込みがないと認められた場合は、この契約を解除されても異議はない。この場合において、請負人は、解除に伴う損害賠償の請求は行わないものとし、かつ、請負予定代金の100分の10に相当する額の賠償金を支払うものとする。

令和　　年　　月　　日

住 所
請負人
氏 名　　印

一般財団法人 北海道子どもの国協会
理事長　善岡雅文　様

園内車両整理業務(B)請書　　別紙

請負代金

警備業務費　5月3日　金　　円（うち消費税及び地方法消費税の額　金　　円）
5月4日　金　　円（うち消費税及び地方法消費税の額　金　　円）
5月5日　金　　円（うち消費税及び地方法消費税の額　金　　円）
5月6日　金　　円（うち消費税及び地方法消費税の額　金　　円）

交通費(車両費)及び燃料費(車両用燃料)

1日当たり　金　　円（うち消費税及び地方法消費税の額　金　　円）